

名古屋外国語大学大学院研究生料規程

第1条 名古屋外国語大学大学院学則第40条の規定に基づく大学院研究生の検定料、入学金及び学費（研究生料）の額は、別表のとおりとする。

2 学費は、1期と2期に分け、指定期日までに延滞なく納付しなければならない。

3 第1項の検定料、入学金及び学費については、免除を行わない。ただし、文部科学省研究留学生は、検定料、入学金及び学費の納付を要しない。

第2条 既納の検定料、入学金及び学費は、いかなる事情があってもこれを返さない。

第3条 この規程は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

この規程は、平成10年10月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。（第1条別表関係）

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。（第1条別表関係）

別表

区 分	金 額	摘 要
検 定 料	15,000円	
入 学 金	100,000円	本学卒業生、本大学院前期（修士）課程修了者及び本大学院後期課程単位取得後退学者は、免除する。
学 費 (研究生料)	1 期	165,000円
	2 期	165,000円